

彦根愛知犬上広域行政組合建設工事等の入札に係る予定価格の事後公表に関する要綱

平成 26 年 3 月 20 日 組合告示第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、彦根愛知犬上広域行政組合契約規則(平成 14 年組合規則第 4 号。以下「契約規則」という。)第 9 条の 2(契約規則第 18 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、彦根愛知犬上広域行政組合が発注する建設工事および建設工事に関連する調査、測量、設計等の委託業務(以下「建設工事等」という。)における入札執行後の予定価格の公表(以下「事後公表」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象とする建設工事等)

第 2 条 事後公表を行う建設工事等は、一般競争入札または指名競争入札に付する建設工事等とする。ただし、事後公表を行うことにより、彦根愛知犬上広域行政組合の事業の遂行に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、事後公表を行わないことができる。

(公表の内容)

第 3 条 事後公表を行う場合において、予定価格は、消費税および地方消費税を含まない金額とする。

(公表の方法)

第 4 条 事後公表は、落札者の決定後に、入札結果表に記載する方法により行うものとする。

(入札回数)

第 5 条 事後公表を行う場合において、入札回数は、原則 2 回までとし、必要と認めるときは、3 回まで行うことができるものとする。

(見積内訳書の提出)

第 6 条 管理者は、事後公表の対象となる建設工事等について、必要があると認めるときは、入札参加者に見積内訳書を当該建設工事等の入札の際に提出を求めることができるものとする。

2 管理者は、前項の規定により見積内訳書の提出を求めるときは、その旨を一般競争入札にあっては入札公告に、指名競争入札にあっては入札指名通知書に記載しなければならない。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、予定価格の事後公表の実施について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に一般競争入札の公告または指名競争入札の指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う契約から適用し、同日前に入札公告等を行う契約については、適用しない。